

厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年八月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百六十三号

厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七條第四項及び第五項並びに第二十一條第四項並びに食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第六号）第四十三條の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第一条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「健康局」を「健康・生活衛生局」に、「第四十八條」を「第四十八條の四」に、「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に、「第五十八條の四」を「第五十八條」に改める。

第二条 第一項中「健康局 医薬・生活衛生局」を「健康・生活衛生局」に改め、同条第二項中「労働基準局」を「健康・生活衛生局に感染症対策部を、労働基準局」に改める。

第五条（見出しを含む）中「健康局」を「健康・生活衛生局」に改め、同条第一号中「他局」を「労働基準局及び保険局」に改め、同条第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一

号ずつ繰り下げ、同条第六号中「医薬・生活衛生局の所掌に属するものを除く。」を削り、同号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「感染症」を「前号に掲げるもののほか、感染症」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。
四 厚生労働省の所掌事務に係る感染症の発生及びまん延を防止するための対策に関する調整に關すること。

第五条に次の十五号を加える。

十五 化製場その他これに類する施設の規制に關すること。

十六 建築物衛生の改善及び向上に關すること。

十七 埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に關すること。

十八 理容師、美容師及びクリーニンング師に關すること。

十九 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニンング所の衛生に關すること。

二十 公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十三年法律第六十四号）第二条第一項各号に掲げる営業

の発達、改善及び調整に關すること。

二十一 株式会社日本政策金融公庫の行う業務に關すること。

二十二 水道に關すること。

二十三 第十五号から前号までに掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に關すること。

二十四 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止に關すること。

二十五 販売の用に供し、又は営業上使用する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）

第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十八條第一項に規定するおもちゃ（以下「食品等」という。）の取締りに關すること。

二十六 栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適するものとして販売の用に供する食品に關すること（公衆衛生の向上及び増進に關することに限る。）。

二十七 製菓衛生師に關すること。

二十八 と畜場及び食鳥処理場の衛生の確保、と畜検査及び食鳥検査その他獣畜及び食鳥の処理の適正に關すること。

二十九 第七号及び第二十四号から前号までに掲げるもののほか、食品の安全性の確保に關すること（食品衛生に關することに限る。）。

第五条に次の一項を加える。

2 感染症対策部は、前項第四号から第七号まで及び第二十五号（販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての取締りに關する事務の調整に關することに限る。）に掲げる事務をつかさどる。

第六条（見出しを含む）中「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に改め、同条第八号中「健康局」を「健康・生活衛生局」に改め、同条第十八号から第三十四号までを削る。

第十八條の見出し中「、生活衛生・食品安全審議会」を削り、同条第一項中「、生活衛生・食品安全審議会一人」を削り、同条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

第三十八條第六号及び第三十九條第一号中「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に改める。

第一章第二節第三款第三目の目名を次のように改める。

第三目 健康・生活衛生局

第四十條を次のように改める。

（健康・生活衛生局に置く課）

第四十條 健康・生活衛生局に、感染症対策部に置くもののほか、次の八課を置く。

総務課

健康課

がん・疾病対策課

難病対策課

生活衛生課

水道課

食品基準審査課

食品監視安全課

感染症対策部に、次の三課を置く。

企画・検疫課

感染症対策課

予防接種課

第四十一條第一号中「健康局」を「健康・生活衛生局」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に、「健康局」を「健康・生活衛生局」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 製菓衛生師に關すること。

第四十二條第一号中「他局及び総務課」を「労働基準局及び保険局並びに他課」に改める。

第四十四條を削り、第四十五條を第四十四條とし、同條の次に次の一條を加える。

（生活衛生課の所掌事務）

第四十五條 生活衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 建築物衛生の改善及び向上に關すること。

二 埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に關すること。

三 理容師、美容師及びクリーニンング師に關すること。

四 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニンング所の衛生に關すること。

五 公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第二条第一項各号に掲げる営業の発達、改善及び調整に関すること。

六 株式会社日本政策金融公庫の行う業務に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること（感染症対策部並びに水道課及び食品監視安全課の所掌に属するものを除く。）。

第四十六条から第四十八条までを次のように改める。
（水道課の所掌事務）

第四十六条 水道課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水道に関すること。
- 二 井戸水その他水の衛生に関すること。

（食品基準審査課の所掌事務）

第四十七条 食品基準審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食品等及び洗浄剤の衛生に関する規格又は基準に関すること（食品監視安全課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の防止に関する規格又は基準に関すること。

三 食品衛生法第八條第一項に規定する特別の注意を必要とする成分又は物の指定に関すること。

四 栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適するものとして販売の用に供する食品に関すること（公衆衛生の向上及び増進に関することに限り、食品監視安全課の所掌に属するものを除く。）。

五 食品及び添加物の衛生に関する輸出検査の基準に関すること。

六 健康・生活衛生局の所掌事務に属する国際関係事務で食品の安全性の確保に係るものに関する連絡調整に関すること。

第四十八条 食品監視安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 飲食に起因する衛生上の危害の防止に関する調査及び指導に関すること。
- 二 食品衛生法第五十一条第一項に規定する公衆衛生上必要な措置に関する基準に関すること。
- 三 食品衛生に関する施策に関する情報の提供及び国民からの意見の聴取に関すること。
- 四 食品衛生監視員に関すること。
- 五 食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りに関すること（感染症対策部の所掌に属するものを除く。）。

六 農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の防止に関すること（食品基準審査課の所掌に属するものを除く。）。

七 食品衛生法第二十九条第一項に規定する製品検査並びに同項及び同条第二項に規定する検査施設に関すること。

八 食品及び添加物の衛生に関する輸出検査に関すること（食品基準審査課の所掌に属するものを除く。）。

九 と畜場及び食鳥処理場の衛生の確保、と畜検査及び食鳥検査その他獣畜及び食鳥の処理の適正に関すること。

十 化製場その他これに類する施設の規制に関すること。

第一章第二節第三款第三目中第四十八条の次に次の三条を加える。

第四十八条の二 企画・検疫課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 感染症対策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 厚生労働省の所掌事務に係る感染症の発生及びまん延を防止するための対策に関する調整に関すること。
- 三 港及び飛行場における検疫に関すること。
- 四 販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての取締りに関する事務の調整に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、感染症対策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第四十八条の三 感染症対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 エイズ、結核その他の感染症の発生及びまん延の防止並びに感染症の患者に対する医療に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 感染症により公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること（企画・検疫課の所掌に属するものを除く。）。

第四十八条の四 予防接種課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 予防接種の実施に関すること。
- 二 生物学的製剤（ワクチンに限る。）の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。

第四目 医薬局

第四十九条の見出しを「医薬局に置く課」に改め、同条中「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に、

「血液対策課」を「血液対策課」に改める。
「生活衛生・食品安全企画課」を「生活衛生・食品安全企画課」に改める。
「食品基準審査課」を「食品監視安全課」に改める。
「生活衛生課」を「生活衛生課」に改める。
「十二課」を「六課」に、

第五十条第一号中「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に改め、同条第六号中「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に改め、「第六條第十八号から第三十四号までに掲げるものを除く。」を削る。

第五十五条第五号中「健康局」を「健康・生活衛生局」に改める。

第五十六条から第五十八条までを次のように改める。

第五十六条から第五十八条まで 削除

第五十八条の二から第五十八条の四までを削る。

第二百一条の三第四号中「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に改める。

（食料・農業・農村政策審議会令の一部改正）

第二条 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課及び」を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和五年九月一日から施行する。

第二条 厚生年金保険法施行令及び国民年金法施行令の一部改正（厚生年金保険法施行令の第十一項）を「同条第十項」に改める。

一 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十六第一号

二 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第六条の四の二第一号

(厚生科学審議会令の一部改正)

第三条 厚生科学審議会令(平成十二年政令第二百八十三号)の一部を次のように改正する。
第九条ただし書中「健康局参事官」を「健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課」に、「医薬・生活衛生局」を「健康・生活衛生局」に改める。

(医道審議会令の一部改正)

第四条 医道審議会令(平成十二年政令第二百八十五号)の一部を次のように改正する。
第九条ただし書中「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に改める。

(薬事・食品衛生審議会令の一部改正)

第五条 薬事・食品衛生審議会令(平成十二年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。
第十一条中「医薬・生活衛生局総務課」を「医薬局総務課」に改め、同条ただし書中「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課」を「健康・生活衛生局総務課」に改める。

(疾病・障害認定審査会令の一部改正)

第六条 疾病・障害認定審査会令(平成十二年政令第二百八十七号)の一部を次のように改正する。
第九条中「健康局総務課」を「健康・生活衛生局総務課」に改め、同条ただし書中「健康局結核感染症課及び参事官」を「健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課、感染症対策課及び予防接種課」に改める。

(がん対策推進協議会令の一部改正)

第七条 次に掲げる政令の規定中「健康局」を「健康・生活衛生局」に改める。

- 一 がん対策推進協議会令(平成十九年政令第七十六号)第五条
- 二 肝炎対策推進協議会令(平成二十一年政令第三百九号)第五条
- 三 アレルギ―疾患対策推進協議会令(平成二十七年政令第四百一号)第六条
- 四 循環器病対策推進協議会令(令和元年政令第四百十一号)第五条
- 五 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会令(令和二年政令第五号)第四条

厚生労働大臣 加藤 勝信
農林水産大臣 野村 哲郎
内閣総理大臣 岸田 文雄